

## 身近な動物、猫について考えてみませんか？

問 地域支援課 ☎ (43) 1637

### 猫を飼っている方へ

#### ■屋内飼育に努めましょう

屋外で飼育していると、他人の家の敷地に入り込んで、排泄物などにより迷惑をかける恐れがあります。また、交通事故防止や伝染病の感染防止の観点からも室内で飼育しましょう。猫の健康と安全を守ることも飼い主の責任です。

#### ■不妊去勢手術を行いましょう

かわいそうな命をつくらないためにも不妊去勢手術を受けましょう。また、不妊去勢手術は生殖器系の病気を減少させるメリットもあります。

#### ■飼い猫以外への餌やりはやめましょう

餌を与えることは飼育です。餌を与える以上は飼い主としての自覚を持ちましょう。飼い猫以外へ餌を与え続けると、繁殖が容易になるため、猫が増え、周辺が不衛生になるなど、さまざまな問題が発生します。近隣周辺の環境や住民の方へ迷惑がかからないよう努めましょう。



変更手続きは4月1日までに！

## 軽自動車の廃車・名義変更など

問 税務課 ☎ (43) 1636

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在、原動機付自転車・軽自動車などを所有している人に対して課税されます。

車体を廃棄した・盗難にあった・他の人に譲った場合でも、4月2日以降に廃車・名義変更の届け出をすると、その年度の軽自動車税（種別割）を納める必要があります。廃車・名義変更・盗難などで、現在、バイクや軽自動車などを持っていない人は、4月1日までに手続きをしてください。

※盗難にあった場合は、警察で盗難届を提出してから、廃車手続きをしてください。

※虚偽の届け出を防ぐため、原動機付自転車・小型特殊自動車の登録・廃車手続きの際には、免許証などの提示を求めて本人確認を行います。

※軽自動車税（種別割）に関することは、税務課へお問い合わせください。

※車両の登録・廃車などの手続き場所および問い合わせ先は、次の表のとおりです。

車両の種類	手続き場所および問い合わせ先
原動機付自転車(125cc以下)・ 小型特殊自動車	市役所（税務課市民税係）、市民センター（江田島・能美・沖美）、 三高支所または市民サービスセンター
三輪・四輪以上の軽自動車	軽自動車検査協会 広島主管事務所 広島市西区観音新町4-13-13-4 ☎050(3816)3080 ※自動音声による手続き案内
二輪の軽自動車 (125cc超250cc以下)	中国運輸局 広島運輸支局 広島市西区観音新町4-13-13-2 ☎050(5540)2068 ※自動音声による手続き案内
二輪の小型自動車 (250cc超)	

# 新型コロナウイルスワクチン接種

Vol.1

問 保健医療課  
☎ (43) 1639

新型コロナウイルスワクチンは、  
新型コロナウイルスの発症や重症化の予防が期待されています。

## Q 誰が接種できるの？

令和3年度中に**16歳以上**になる市民の方  
が対象です。

## Q 接種回数は？

ファイザー社製は**20日の間隔を開けて**  
**2回接種**する必要があります。

## Q 接種費用は？

**2回とも無料**です。

## Q いつから接種できるの？

ワクチンの供給が徐々に行われるため、**優先順位を設けて接種**します。

順位	対象者	時期
1	医療従事者	3月中旬
2	高齢者（令和4年3月31日時点で65歳以上）	4月以降
3	基礎疾患のある方や高齢者施設などの従事者	未定
4	それ以外の方	未定

高齢者の方には3月下旬頃から、接種券（予約方法のお知らせを同封）が届きます。届いたら大切に保管してください。

## Q どこで接種できるの？

次の市内医療機関で接種できます。  
※公共施設などでの集団接種は行いません。

江田島町	能美町	沖美町	大柿町
吉田病院	島の病院おおたに	梶川医院	深江長坂医院
青木病院	砂堀医院	長尾医院	澤医院
水口医院	川崎医院		大井医院
森藤医院	おおいし耳鼻咽喉科		大君浜井病院 芸南クリニック

まだ予約はできません。  
各医療機関への問い合わせはお控えください。

**掲載の内容は2月19日時点の情報です。**

■最新情報は市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.etajima.hiroshima.jp/cms/articles/show/7932>



**！ ワクチンに便乗した詐欺にご注意ください！**

市役所がワクチン接種のために金銭や個人情報を電話・メールで求めることはありません。不審な電話やメールは、すぐ切るか無視してください。

令和2年度軽自動車税（種別割）の減免を受けられた方へ

## 『軽自動車税（種別割）減免継続確認書』の提出について

問 税務課 ☎ (43) 1636

3月初旬に、次の対象の方に対し、『軽自動車税（種別割）減免継続確認書』を送付します。継続確認書を提出した方は、5月の減免申請をする必要がなくなりますので、令和3年度も継続して減免を受けることを希望する方は、必要事項を記入の上、税務課に提出してください。

※昨年の減免申請の内容に変更がある場合や、初めて減免を受ける場合は、今までどおり5月に

送付する軽自動車税（種別割）納税通知書が届いてから必要書類を添付の上、減免申請書を提出してください。

**対象者** 令和2年度軽自動車税（種別割）の減免を受けられた方で、令和3年2月時点で継続して障害者手帳等をお持ちの方